

## 北海道旅客鉄道株式会社公告第 18 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 3 年 3 月 13 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 3 月 13 日乗車となるものから施行する。ただし、日高本線にかかる改正については、同年 4 月 1 日より施行する。

令和 3 年 2 月 12 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第 57 条の 2 第 1 号中、表を次の通り改める。

	急 行 列 車	乗 継 駅
イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。  (イ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） (ロ) 特別急行列車踊り子号 (ハ) 特別急行列車サフィール踊り子号 (ニ) 特別急行列車湘南号 (ホ) 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗り継ぐ場合に限る。）、
ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

第 73 条第 2 項第 5 号を次のとおり改める。

幼児又は乳児が、第 140 条の 2 の規定により当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)を次の通り改める。

第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、次に掲げるときの特別急行料金

同条同項同号ロの(ハ)の a を次の通り改める。

当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合で、b 以外の特別急行料金

同条同項同号ロの(ハ)の b の(a)を次の通り改める。

東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗り継ぐ前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

同条同項同号口の(ハ)のbの(b)を次の通り改める。

東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

同条同項同号口の(ハ)のbの(b)の次に次を加える。

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キロメー トルまで	100 キロメー トルまで	150 キロメー トルまで	200 キロメ ートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キロメー トルまで	100 キロメー トルまで	150 キロメー トルまで	200 キロメ ートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

第140条の3を削除する。

別表第1号地方交通線の線名及び区間、ひの行日高線中、「苫小牧・様似」を「苫小牧・鶴川」に

改める。

別表第1号の2の表を次の通り改める。

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

(略)

別表第1号の3の表を次の通り改める。

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号 はくたか号	東京	金沢